

◆◆◆納税のお願い◆◆◆

市税完納にご協力ください
今月の出張徴収は、次のとおり行ないますのでご利用ください。(国民年金保険料も取り扱っています。)



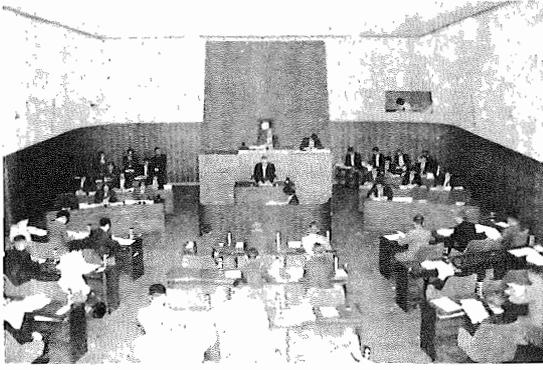
発行所
千葉県我孫子市役所
千葉県我孫子市1858番地
電話あびこ(0471)82-1151(大代表)

第一回臨時市議会

一般会計補正予算など十二件可決

昭和四十八年第一回臨時市議会は、一月二十三日召集された一日をもって開かれ、この議会には、各種条例案、一般会計および特別会計の補正予算案、その他工

物備の上昇等を考慮し、一般職の職員、市長、助役収入役、教育長および市議会議員に対する昭和四十七年十二月支給の期束手当に限り、増額支給することの特例を定めたものです。



1月23日に行なわれた第一回臨時市議会

明るく正しくきもちよく
いつも笑顔で接しよう
夏季大会 9月9日~12日
秋季大会 10月14日~19日

議事委員の報酬について定めたものです。
工事請負契約の締結
案可決
茨城土地区画整理事業第五期工事を契約金額一億二

手当および入学祝金追加百二十九万円、クリンセンター工事費追加一千三百三十三万八千円、手賀沼流域下水道事業負担金二千四百八十八万七千円、布佐、青山線追加工事費一千三百八

主な内容は、歳出において給与改定等に伴う人件費の追加のほか、賞与および水道企業団設置促進協議会負担金八十五万円、納税組合取扱い交付および市税前納納金追加五百二十二

千円については、昭和四十七年度三千万円、昭和四十八年度八千万円の繰越費を設定するものについて

特別会計補正予算も四件決まる

昭和四十七年度国民健康保険事業特別会計補正予算第一号を定めることについて
昭和四十七年度公共下水道事業特別会計補正予算第二号を定めることについて

ロータリークラブで親善使節団員募集

ロータリークラブでは、青年男女を外国の教育機関で勉強させ、両国民の間で理解と友情を増進させるため、親善使節団を派遣する。



経歴……市議三期、産業土木常任委員会副委員長、決算審査特別委員会委員長、運輸問題対策特別委員会委員長
明治二十九年三月二十一日生まれ。

この補正は、給水人口の増加に伴う受託工事、建設改良工事の追加および給水三九議員に決まりました。

かれています。
申請手続等詳細については、我孫子市緑一151三

クリーンセンター職員募集

- ①電気技術職員一名
②電気主任技術者の免許資格のある者
③機械技術職員一名
④操縦を終了した者
⑤または機械経験五年以上の者

昭和四十八年二月十六日から三月十五日まで(秘書事務)

# 住民税等の申告相談

## 済んでいない方は早目に

毎年行なっております住民税、所得税、事業税等の申告相談は、すでに二月二十三日から各地区ごとに巡回して行なっておりますが、申告期限が近づきますと市役所の窓口が非常に混雑します。早目に申告されたいという方は、ぜひ期限内に申告してください。

申告期限 三月十五日までです。期限内に申告しませんが、各種の控除が認められない場合があります。さらに期限内の申告ですと納税に際しては、申告書の提出が認められず、納税の滞りや滞りによる除税が生じます。必ず期限内に申告してください。

申告書の提出しなればならない人 昭和四十八年一月一日現在我孫子市に住み、昭和四十七年中に所得があった人(ただし、所得が一方の勤務先から給与所得だけで毎月給料から給与所得が引き落とされている方は、所得税の確定申告書は提出しなくてもよい)

申告書の提出しなればならない人 昭和四十八年一月一日現在我孫子市に住み、昭和四十七年中に所得があった人(ただし、所得が一方の勤務先から給与所得だけで毎月給料から給与所得が引き落とされている方は、所得税の確定申告書は提出しなくてもよい)

申告書の提出しなればならない人 昭和四十八年一月一日現在我孫子市に住み、昭和四十七年中に所得があった人(ただし、所得が一方の勤務先から給与所得だけで毎月給料から給与所得が引き落とされている方は、所得税の確定申告書は提出しなくてもよい)

### 住民税申告相談日程表

月日	参集地域
3月5日	高野山, 我孫子, 天王台, 下ヶ戸
3月6日	白山, 本町, 常盤, 若松
3月7日	並木, 栄, 寿, 緑
3月8日	割り当てられた会場で申告書を提出してない方
3月9日	
3月10日	
3月12日	
3月13日	
3月14日	
3月15日	

上記の期間中は市役所ホールで午前8時30分から午後5時までです。

### 課税台帳の縦覧

昭和四十八年度の固定資産税、都市計画税は四月に納税通知書を発送いたしますが、これに先がけて課税台帳を三月一日から二十日まで縦覧いたします。

## 職業訓練入校案内

千葉県には、働きながら技術を修得するために共同職業訓練校があります。これは、中小企業の事業主が共同して自らの雇用労働者に対して職業に必要な知識を習得させるための職業訓練校です。

共同職業訓練校の特長

- 生産現場に密着した学科や技能を習得することが出来る。
- 講師は業界をリードする練達の技術や教育界の中間講師および職業訓練指導員です。
- 訓練終了者の特典
- 就業して比較的短期間の者(年令に制限はありません)
- 技能照査試験の合格者は技能士補
- 二級技能検定
- 定学免除
- 指導員免許申請資格

職業訓練校の教育期間、設備等について

知事の認定を受け、県、市の指導援助のもとに学科と基本実技の一部を集合訓練で、基本実技の一部を応用実技を個々の生産現場で職業訓練指導員のもとに日常の作業をしながら訓練を行なっております。

入学資格

- 新しく中学、高校を卒業した者
- 専員が、学科、実技を担当し、能力別、個人別、生徒中心主義の訓練を行なっています。
- 業訓練指導員(電話) 四七二二二二一、二二七五番
- (経済振興課)

## 更生資金の貸し付け 相談は福祉事務所へ

世帯更生資金貸し付け制度があります。必要な方はお申し込みください。この資金の貸し付け対象となる世帯は、収入が少なすぎたか、必要資金の融通を他から受けることが困難と認められる世帯です。資金の種類は更生資金、身体障害者更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、奨学資金、療養資金、災害援助資金、貸付限度額、償還期限、償還期間などについては福祉事務所へお問い合わせください。貸付利率は年三パーセントですが、償還期間中および修学資金は無利率です。(福祉事務所)

## 国保被保険者証の更新 お近くの会場で今月中に

三月十五日から三月三十一日まで次の日程で国民健康保険被保険者証の更新を行います。お近くの会場で手続きをとり変えてください。また、更新の会場で国民健康保険税の滞納している方の納税相談と滞納整理を行います。更新する際の手続きについては国民健康保険加入者の世帯主宛にハガキで通知いたしますので、よくご覧のうえ手続きをされますようお願いいたします。(国保年金課)

### 国民健康保険被保険者証の更新日程

月日	受付時間	会場	参集地域
3月15日	午前10時~午後4時	布佐支所	布佐地区全域
16日	"	"	"
17日	"	湖北支所	湖北台
19日	"	湖北支所	湖北地区全域(湖北台を除く)
20日	"	"	湖北地区全域
22日	午前10時~午後3時	久寺家青年館	土谷津, 久寺家
23日	午前10時~午後4時	柴崎青年館	柴崎, 青山
24日	"	根戸青年館	根戸, 新富
26日	"	市役所 役造課	常盤, 並木, 本町, 白山
27日	"	福祉センター	寿1, 寿2, 緑, 栄
28日	"	下ヶ戸青年館	下ヶ戸, 岡部, 天王台, 東我孫子
29日	午前8時30分~午後4時30分	我孫子市役所	若松, 高野山, 寿2, 緑
30日	"	"	我孫子地区
31日	"	"	"

## お知らせ コーナー

学校用務員募集 布佐小学校の学校用務員を次のとおり募集いたします。今年四十歳までの健康な方を申し込み期日は、三月十五日までに我孫子市教育委員会へ。原則として住み込み可能な方を。詳細については教育委員会へ。(教育委員会)

三月の育児相談 三月の育児相談は次の日程で行ないます。時間はいずれの会場も午前十時から十一時三十分までと午後一時から三時までです。なお、母子手帳を忘れずに持参ください。(保健課)



月日	会場	該当者
3月13日	湖北台中央集会所	昭和47年9月生まれ
3月14日	"	昭和47年12月生まれ
3月15日	布佐都青年館	昭和47年9月, 12月生まれ
3月16日	中峠上青年館	昭和47年9月, 12月生まれ
3月19日	福祉センター	昭和47年9月生まれ
3月20日	"	昭和47年12月生まれ

消費生活講座 千葉県消費生活センターでは、消費者のみならず消費生活に関する知識を身につけていただくため開催いたします。お気軽に申し込みください。日時及びテーマ 三月七日(不当表示について)、三月十四日(保健業について)、三月二十八日(油脂のはなし) 時間は、いずれも午後一時から三時までです。場所 松戸市小根本七 東葛飾合同庁舎五階千葉県消費生活センター 電話 〇四七三三六一二 一話一十番

参加 なたたも自由に参加できます。申し込みの場合は電話、ハガキ、米所のいずれでも結構です。受講料 無料です。(経済振興課)

### 日本史の学習会

日本史の学習会を次のとおり行ないます。興味のある方はぜひ参加してください。期日 三月十七日 時間 午後一時半から三時半まで 場所 中央公民館 講師 東葛飾高等学校 教諭 聖野子郎 内容 聖野子郎のよううな政治を行なったか。(教育委員会)

### 三月の行政相談

三月の行政相談および人権擁護相談は次のとおり行ないます。ご利用ください。日時 三月二十六日午前十時から午後三時まで 場所 中峠下公民館 なお、当日は行政相談委員と人権擁護相談委員が出席の予定です。(企画課)